

厚岸町規則第37号

厚岸町介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年7月1日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

厚岸町介護保険条例施行規則（平成13年厚岸町規則第29号）の一部を次のように改正する。

第25号様式中

本年1月1日現在の住所 (現住所と異なる場合)	
----------------------------	--

を

本年1月1日現在の住所 (現住所と異なる場合)	
----------------------------	--

に、

収入等に関する申告	☐	生活保護受給者/市町村民税世帯非課税である高齢福祉年金受給者
	☐	市町村民税世帯非課税者であって、 課税年金収入額と合計所得金額の合計額が年額80万円以下です。
	☐	市町村民税世帯非課税者であって、 課税年金収入額と合計所得金額の合計額が年額80万円を超えます。

を

収入等に関する申告	☐	生活保護受給者/市町村民税世帯非課税である高齢福祉年金受給者	受給している全ての年金の保険者にチェックをして下さい ☐ 日本年金機構 ☐ 地方公務員共済 ☐ 国家公務員共済 ☐ 私学共済
	☐	市町村民税世帯非課税者であって、 課税年金収入額と合計所得金額と〔遺族年金※・障害年金〕収入額の合計額が年額80万円以下です。 (受給している年金に○をして下さい)	
	☐	市町村民税世帯非課税者であって、 課税年金収入額と合計所得金額と〔遺族年金※・障害年金〕収入額の合計額が年額80万円を超えます。 (受給している年金に○をして下さい)	

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の厚岸町介護保険条例施行規則第25号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。